

## パブリック・コメント

北本市第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画（案）について  
市民のみなさんからのご意見を募集します。

## 1. 意見募集期間

平成29年12月18日（月）から平成30年1月16日（火）まで  
※最終日は午後5時15分必着とします。

## 2. 趣旨及び目的

市では、「北本市第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画」を策定するため、計画案について市民の皆さんの意見を募集します。

この計画は、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の整備と自立支援給付、地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために、提供体制の確保に係る目標に関する事項やサービス等の各年度における必要な量の見込等を定めるものです。

## 3. 計画案の閲覧方法

市ホームページ、市役所1階障がい福祉課及び1階市政情報コーナーで閲覧できます。

## 4. 意見の提出方法

住所、氏名、電話番号（ファックス番号またはEメールアドレス）を記入（法人の場合は、事務所の所在地、名称、電話番号）し、次のいずれかの方法により提出してください。なお、①～③による場合は、北本市パブリック・コメント手続条例施行規則に定められた様式「北本市パブリック・コメント手続意見提出書」を使用して提出してください。

なお、記載事項に不備がありますと、意見としての取扱いができない場合がありますのでご注意ください。

パブリック・コメント制度は、対象となる施策等に対して、市民の皆さんから直接賛否を問うために行うものではありません。また、個々のご意見等に直接回答はいたしません。

提出方法	提出先
①持参 (直接書面による提出)	障がい福祉課相談支援担当 (市役所 1 階) 受付時間：募集期間内の平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
②郵便	〒364-8633 (住所記載不要) 北本市役所福祉部障がい福祉課 相談支援担当 あて 平成 29 年 1 月 16 日(火)必着
③ファクシミリ	F A X 0 4 8 - 5 9 3 - 2 8 6 2 障がい福祉課相談支援担当あて 平成 30 年 1 月 16 日(火)午後 5 時 15 分必着
④電子メール (市ホームページからの投稿)	北本市ホームページ(トップページ)の意見募集、パブリック・コメント制度において、投稿することができます

○担当課

福祉部障がい福祉課相談支援担当

T E L 0 4 8 - 5 9 1 - 1 1 1 1 (内線 2 3 3 3)

F A X 0 4 8 - 5 9 3 - 2 8 6 2